

請願第1号

離婚時の養育計画書作成、親子の継続的関わりに関する請願

紹介議員 八木 良人

【請願趣旨】

令和2年度の結婚数525,507件、離婚数193,253件。令和元年は、結婚数599,007件、離婚数208,496件となっています。(人口動態総覧／厚生労働省)結婚数の約3分の1が離婚をしています。

未成年の子どもがいる離婚件数は令和2年で約111,000件、全体の約6割となり、親が離婚した未成年の子の数は、約194,000人となっています。(結婚と家族をめぐる基礎データ／内閣府男女共同参画局)

親の離婚を経験する未成年者が、毎年毎年約20万人いる状況です。

養育費の取り決めをしているのは、母子世帯で42.9%、父子世帯で20.8%、養育費の受給状況は母子家庭で24.3%、父子家庭で3.2%となっています。

面会交流の取り決めをしているのは、母子世帯で24.1%、父子世帯で27.3%、面会交流の実施状況は母子家庭で29.8%、父子家庭で45.5%となっています。(平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果報告／厚生労働省)

年間約146,000人、1日400人の子どもたちが片親と生き別れになっており、結婚したカップルのうち、5組に1組が母子世帯、10組に1組(54,000人)が貧困母子世帯となっています。(子育て改革のための共同親権プロジェクト基本政策提言書)

平成23年に改正された、民法766条により、父母が協議上の離婚をするときは、「父又は母と子との面会及びその他の交流」「子の監護に要する費用の分担」「その他の子の監護について必要な事項」を協議で定めるよう明文化されました。

現状、離婚届にレ点のチェック欄のみで何ら具体性のない離婚の受理であり、又、取り決めがある場合でも、途絶える場合もあり、その実施率はさらに下回ります。

世界の196の国・地域が批准・加入している「子どもの権利条約」に日本も平成6年に批准しています。子どもの権利条約、第9条では「児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する」とあります。

日本国憲法、第98条では「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」とあります。第24条では「離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」とあります。

国では、離婚後の子どもの権利を守るために、超党派で共同養育支援議員連盟が活動されています。

現在の制度や社会認識では、離婚後は「ひとり親」とされていますが、本来子どもには「ふたり親」です。子どもは父親と母親から生まれます。子どもから見て、両親の関係は対等です。結婚・離婚に関わらず、それは変わりません。

離婚を経験する子の福祉に適い、両親それぞれが子の養育に継続的に関われる市にして下さい。

【請願事項】

1. 離婚届受付窓口で、子どもの養育計画書の書き方を補助する等の対応をしてください。
2. 行政による面会交流支援を実施してください。
3. 離婚を考える親、又、行政担当職員に親教育（共同養育）プログラムの受講を促してください。その補助をしてください。
4. ADR（裁判外紛争解決手続）費用の補助をしてください。